

ぱう

じどうはったつしえん

ほうかごとう

児童発達支援・放課後等デイサービス

じゅう

よう

じ

こう

せつ

めい

しょ

重要事項説明書

さんねおす

かぶしきがいしゃ

SunNeos株式会社

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	さんねおす かぶしがいいしや SunNeos 株式会社
代表者氏名	だいひょうとりしまりやく ののむら きょうすけ 代表取締役 野々村 匡介
本社所在地 (連絡先)	おおさかふひらかたし なすづくり ちょうめ ばん ごう 大阪府枚方市茄子作1丁目31番12号 でんわ (TEL 070-5600-2904)
法人設立年月日	れいわ ねん がつ にち 令和7年11月21日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	じどうはったつしえん ほうかごとう ぱう 児童発達支援・放課後等デイサービス いか ほんじぎょうしよ (以下「本事業所」という。)
本サービスの 主たる対象者	しょうがいじ さいみまん しんたいしょうがいしや ちてきしょうがいしや せいしんしょうがいしや 障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者 はったつしょうがいじ ふく なんびょうどうたいしょうしや いか じどう (発達障害児を含む)および難病等対象者)(以下「児童」とい う。)
事業所番号	じどうはったつしえん ほうかごとう 児童発達支援 放課後等デイサービス だい 第 2752421376号(令和8年3月1日指定) ごう れいわ ねん がつ にちしてい
管理者	ののむら きょうすけ 野々村 匡介
児童発達支援 管理責任者	ののむら きょうすけ 野々村 匡介
事業所所在地	おおさかふひらかたしなすづくりきたまち ばん ごう 大阪府枚方市茄子作北町27番7号
連絡先	でんわ ばんごう 電話番号 070-5600-2904
相談担当者名	かんりしやけんじどうはったつしえんかんりせきにんしや ののむら きょうすけ 管理者兼児童発達支援管理責任者 野々村 匡介
事業所の通常 の事業実施地域	ひらかたし ぜんいき 枚方市全域

りょうていいん 利用定員	めい 5名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	れいわ ねん がつ にち してい 令和8年3月1日 指定

じぎょう もくてき うんえいほうしん
(2) 事業の目的および運営方針

<p>じぎょう もくてき 事業の目的</p>	<p>さんねおす かぶしきがいしゃ せっち じどうはったつしえん ほうかごとう SunNeos 株式会社 が設置する、ぱう 児童発達支援・放課後等デイ サービスにおいて実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後 とう てきせい うんえい かくほ ひつよう じんいんおよ うんえい 等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営 かんり かん じこう さだ していじどうはったつしえん していほうかごとう 管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービ えんかつ うんえいかんり はか しょうがいじおよ しょうがいじ ぼごしゃ じどう スの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童 ふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう い か ほう だい じょう 福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の 5の5 第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。 い か りようしゃ い しおよ じんかく そんちよう しょうがいじおよ りようしゃ 以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者 い か しょうがいじどう たちば た てきせつ していじどうはったつしえん (以下「障害児等」という。)の立場に立った適切な指定児童発達支援、 していほうかごとう ていきょう かくほ もくてき 指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。</p>
<p>うんえいほうしん 運営方針</p>	<p>じぎょうしょ しょうがいじ にちじょうせいかつ きほんてきどうさ しゅうとく およ 1 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及 び集団生活に適應することができるよう、障害児等の身体及び しゅうだんせいかつ てきおふ しょうがいじどう しんたいおよ 精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ せいしん じょうきょうなら お かんきょう おう てきせつ こうかてき しどうおよ くんれん おこな 効果的な指導及び訓練を行うものとする。 していじどうはったつしえん していほうかごとう じっし あ 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、 ちいき むす つ じゅうし りようしゃ しょうがい じちようそん た してい 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定 しょうがいじつうしよしえん じぎょうしゃ していしょうがいじそだんしえん じぎょうしゃ していとくてい 障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定 そだんしえん じぎょうしゃ していしょうがいじにゅうしよせつ た ふくし また 相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は ほけんいりよう ていきょう もの い か しょうがいじつうしよしえん じぎょうしゃ 保健医療サービスを提供する者(以下「障害児通所支援事業者 とう みっせつ れんけい つと 等」という。)との密接な連携に努めるものとする。 ぜんにこう ほうおよ ひらかたしていしょうがいじつうしよしえん じぎょうしゃ してい 3 前二項のほか、法及び「枚方市指定障害児通所支援事業者の指定 なら していつうしよしえん じぎょうとう じんいん せつびおよびうんえい かん きじゅん 並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を さだ じょうれい れいわがねんひらかたしじょうれいだい ごう さだ ないよう 定める条例」(令和元年枚方市条例第31号)に定める内容のほ かんけいほうれいとう じゅんしゆ していじどうはったつしえん していほうかごとう か関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサー ビスをじっし実施するものとする。</p>

ほんじぎょうしょまどぐち えいぎょうび えいぎょうじかん
 (3) 本事業所 窓口の営業日および 営業 時間

えいぎょうび 営業日	げつようび どうようび 月曜日から土曜日までとする。 ただし、がつ にち がつ にち がつ にち がつ にち 12月30日～1月3日、8月13日～8月15日、 および事業所カレンダーに定める日は休 業 日とする。
えいぎょうじかん 営業 時間	じ ふん じ ふん 10時00分～17時00分

ていきょうかのう ひ じかんたい
 (4) サービス 提供可能 な日と時間帯

ていきょうび サービス提供日	げつようび どうようび 月曜日から土曜日までとする。 ただし、がつ にち がつ にち がつ にち がつ にち 12月30日～1月3日、8月13日～8月15日、 および事業所カレンダーに定める日は休 業 日とする。
ていきょうじかん サービス提供時間	じ ふん じ ふん 10時00分～17時00分

ほんじぎょうしょ こうぞう せつび
 3 本事業所の構造・設備について

こうぞう
 (1) 構造

こうぞう 構造	もくぞう ぶき かいたて 木造ストレート葺2階建
せんようめんせき 専用面積	1階部分（登記簿）54.65㎡ 2階部分（登記簿）49.68㎡

せつび
 (2) 設備

せつび しゆるい 設備の種類	すう 数	び 備	こう 考
はったつしえんしつ 発達支援室	1	しゅうだんりょういく こべつかだい せつてい 集団療育、個別課題や設定プログラムを行う。	おこな
こべつりょういくしつ 個別療育室	1	こべつりょういく おこな 個別療育を行う。	
せいようしつ 静養室	1	せいよう おこな 静養を行う。	
じむしつ 事務室	1	きろくきさい じむてきぎょうむ おこな 記録記載など事務的業務を行う。	
そうだんしつ 相談室	1	ほ ごしやさまとう そうだん 保護者様等の相談スペース。	
しよくいんしつ 職員室	1	しよくいん さぎょうとう おこな 職員が作業等を行う。	
トイレ	2	ようしき 洋式トイレ	
よくしつ 浴室	1	にゅうよくかいじょ おこな 入浴介助を行う。	

※ 本事業所では、ほんじぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ じやうひやう しせつ せつび せつち
 厚生労働省 の定める指定基準を 遵守 し、 上表 のとおり施設・設備を設置し
 ています。

4 従業員 体制等について
 (1) 各職種 の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、従業員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている本サービスの実施に関し、本事業所の従業員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	1 面接等の適切な方法により、児童の有する能力、置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および児童の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、児童が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容を検討します。 2 アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、本事業所が提供する本サービス以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含めて、保護者および児童の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、本サービスの目標およびその達成時期、本サービスを提供するうえでの留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成します。 3 本サービスの個別支援計画の原案の内容を保護者および児童に対して説明し、文書により同意を得たうえで、作成した個別支援計画書を通所給付決定保護者に交付します。 4 個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(児童についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、新しい個別支援計画を定期的に作成し直します。 5 利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、児童の心身の状況、本事業所以外における障害児通所支援等の利用状況等を把握します。 6 児童の心身の状況、置かれている環境等に照らし、児童が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討すると

	<p>ともに、自立した日常生活を営むことができると認められる児童に対し、必要な支援を行います。</p> <p>7 他の従業者に対する技術指導および助言を行います。</p>
児童指導員	<p>児童発達支援管理責任者が定期的に（少なくとも6か月に1回以上）作成する個別支援計画に基づき、児童に対し適切な指導等を行います。</p>
保育士	
心理指導担当職員	
機能訓練担当職員	
その他の従業者	
嘱託医	通所児への健康相談、健康指導等を行う。
看護職員	主に医療的ケア、緊急時の対応等を行う。
運転手	自動車を使用して、児童の自宅または学校と本事業所との間の送迎のための運転を行います。

(2) 従業者配置

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1人		1人			児童発達支援管理責任者と兼務
児童発達支援管理責任者	1人		1人			うち1人は管理者と兼務
児童指導員						
保育士	4人	4人				

しんりしどうたんとうしょくいん 心理指導担当職員						
きのうくんれんたんとうしょくいん 機能訓練担当職員		1 ^{にん}			2 ^{にん}	
た じゅうぎょうしゃ その他の 従業者	2 ^{にん}	1 ^{にん}		1 ^{にん}		
しょくたくい 嘱託医	1 ^{にん}				1 ^{にん}	
かんごしょくいん 看護職員		3 ^{にん}				
うんでんしゅ 運転手						

じょうき じゅうぎょうしゃすう りょうにんずう じぎょう すず へんどう ばあい
 ※ 上記の 従業者 数は、利用人数および事業を進めるうえで変動する場合があります。

きんむたいけい
 (3) 勤務体系

しょく しゅ 職 種	きんむたいけい せいき きんむじかんたい 勤務体系 (正規の勤務時間帯)
かんりしや 管理者	じ ふん じ ふん 9時30分～18時00分
じどうはつたつしえん かんりせきにんしや 児童発達支援管理責任者	
じどうしどういん 児童指導員	
ほいくし 保育士	
しんりしどうたんとうしょくいん 心理指導担当職員	
きのうくんれんたんとうしょくいん 機能訓練担当職員	
た じゅうぎょうしゃ その他の 従業者	
かんごしょくいん 看護職員	
うんでんしゅ 運転手	

5 本サービスの内容と、料金および利用者負担額について

(1) 本サービスの内容

サービスの種類	本サービスの内容
個別支援計画の作成	保護者および児童の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
個別療育	主に機能訓練担当職員が専門的に評価・訓練を実施します。
集団療育	歌・リズムや読み聞かせなど、遊びの中での関わりから療育を実施します。
発達相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
健康指導	健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
入浴サービス	希望により、入浴サービスを提供します。
送迎サービス	希望により、自動車で、児童の自宅または学校と本事業所との間の送迎を行います。

(2) 本サービスの料金

利用料金は、下記の給付費単位に地域区分の単位数単価を乗じた金額が費用総額となります。

地域区分	単位数単価				
5級地	10.6				
児童発達支援	時間区分	サービス種別	基本単位数	利用料	利用者負担額
(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	区分1 30分以上 1時間30分 以下	a 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の 場合	2,933	31089	3109

		<p>いりょうてきけあじ はんてい b 医療的ケア児（判定 すこあ 16 てんいじょう 32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満）の場合</p>	1,917	20320	2032
		<p>いりょうてきけあじ はんてい c 医療的ケア児（判定 すこあ 3 てんいじょう 16 てん スコアで3点以上16点 みまん ばあい 未満）の場合</p>	1,579	16737	1674
		<p>いがい ばあい d a～c まで以外の場合</p>	901	9550	955
	<p>くぶん 区分2 1じかん30 (1時間30 ぶんちょう1じかん 分超1時間 30ぶんいか 30分以下)</p>	<p>いりょうてきけあじ はんてい a 医療的ケア児（判定 すこあ 32 てんいじょう スコアで32点以上）の ばあい 場合</p>	2,959	31365	3137
		<p>いりょうてきけあじ はんてい b 医療的ケア児（判定 すこあ 16 てんいじょう 32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満）の場合</p>	1,943	20595	2060

		<p>いりょうてきけあじ はんてい c 医療的ケア児（判定 すこあ 3てんいじょう16てん スコアで3点以上16点 みまん ばあい 未満）の場合</p>	1,605	17013	1702
		<p>いがい ばあい d a～c まで以外の場合</p>	928	9836	984
	<p>くぶん 区分3 3じかんちょう5 (3時間超 5 じかんい か 時間以下)</p>	<p>いりょうてきけあじ はんてい a 医療的ケア児（判定 すこあ 32てんいじょう スコアで32点以上）の ばあい 場合</p>	3,012	31927	3193
		<p>いりょうてきけあじ はんてい b 医療的ケア児（判定 すこあ 16てんいじょう32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満）の場合</p>	1,996	21157	2116
		<p>いりょうてきけあじ はんてい c 医療的ケア児（判定 すこあ 3てんいじょう16てん スコアで3点以上16点 みまん ばあい 未満）の場合</p>	1,658	17574	1758
		<p>いがい ばあい d a～c まで以外の場合</p>	980	10388	1039

(1) <small>いがい ばあい</small> 以外の場合	<small>くぶん 区分1</small> <small>30ふいじょう (30分以上)</small> <small>1じかん30ふん 1時間30分</small> <small>いか 以下</small>	<small>いりょうてきけあじ はんてい</small> a 医療的ケア児（判定 <small>すこあ 32てんいじょう</small> スコアで32点以上）の <small>ばあい</small> 場合	2,813	29817	2982
		<small>いりょうてきけあじ はんてい</small> b 医療的ケア児（判定 <small>すこあ 16てんいじょう32</small> スコアで16点以上32 <small>てんみまん ばあい</small> 点未満）の場合	1,797	19048	1905
		<small>いりょうてきけあじ はんてい</small> c 医療的ケア児（判定 <small>すこあ 3てんいじょう16てん</small> スコアで3点以上16点 <small>みまん ばあい</small> 未満）の場合	1,459	15465	1547
		<small>いがい ばあい</small> d a～c まで以外の場合	781	8278	828
	<small>くぶん 区分2</small> <small>1じかん30 (1時間30)</small> <small>ふんちょう1じかん 分超1時間</small> <small>30ふんいか 30分以下</small>	<small>いりょうてきけあじ はんてい</small> a 医療的ケア児（判定 <small>すこあ 32てんいじょう</small> スコアで32点以上）の <small>ばあい</small> 場合	2,836	30061	3007

		<p>いりょうてきけあじ はんてい b 医療的ケア児（判定 すこあ 16 てんいじょう 32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満）の場合</p>	1,820	19292	1930
		<p>いりょうてきけあじ はんてい c 医療的ケア児（判定 すこあ 3 てんいじょう 16 てん スコアで3点以上16点 みまん ばあい 未満）の場合</p>	1,481	15698	1570
		<p>いがい ばあい d a～c まで以外の場合</p>	804	8522	853
	くぶん 区分3	<p>いりょうてきけあじ はんてい a 医療的ケア児（判定 すこあ 32 てんいじょう スコアで32点以上）の ばあい 場合</p>	2,881	30538	3054
	3じかんちよう5 (3時間超 5 じかんい か 時間以下)	<p>いりょうてきけあじ はんてい b 医療的ケア児（判定 すこあ 16 てんいじょう 32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満）の場合</p>	1,865	19769	1977

		いりょうてきけ あじ はんてい c医療的ケア児(判定 すこあ 3てんいじょう16てん スコアで3点以上16点 みまん ばあい 未満)の場合	1,526	16175	1618
		いが い ばあい da~c まで以外の場合	849	8999	900
ほうかごとうてい きーびす 放課後等デイサービス	じかんくぶん 時間区分	きーびすしゅべつ サービス種別	きほんたんいすう 基本単位数	りょうりょう 利用料	りょうしゅたんがく 利用者負担額
しょうがいじ じゅうしょう しんしん しょうがいじ 障害児(重症心身障害児を のぞく たいし してい ほうかご とう 除く。)に対し指定放課後等 ていさーびす おこなうばあい デイサービスを行う場合	くぶん 区分1 30ふいじょう (30分以上 1じかん30ぶん 1時間30分 いか 以下)	いりょうてきけ あじ はんてい (一)医療的ケア児(判定 すこあ 32てんいじょう スコアで32点以上)の ばあい 場合	2,591	27464	2747
		いりょうてきけ あじ はんてい (二)医療的ケア児(判定 すこあ 16てんいじょう32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満)の場合	1,583	16779	1678
		いりょうてきけ あじ はんてい (三)医療的ケア児(判定 すこあ 3てんいじょう16 スコアで3点以上16 てんみまん ばあい 点未満)の場合	1,247	13218	1322
		いが い ばあい (四)a~c まで以外の場合	574	6084	609

	<p>くぶん 区分2</p> <p>1じかん30 (1時間30 ぶんちよう1じかん 分超 1時間 30ぶんいか 30分以下)</p>	<p>いりょうてきけ あじ はんてい (一) 医療的ケア児(判定 すこあ 32てんいじょう スコアで32点以上) の ばあい 場合</p>	2,627	27846	2785
		<p>いりょうてきけ あじ はんてい (二) 医療的ケア児(判定 すこあ 16てんいじょう32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満) の場合</p>	1,618	17150	1716
		<p>いりょうてきけ あじ はんてい (三) 医療的ケア児(判定 すこあ 3てんいじょう16 スコアで3点以上16 てんみまん ばあい 点未満) の場合</p>	1,282	13589	1359
		<p>いがい ばあい (四) a～c まで以外の場合</p>	609	6455	646
	<p>きゅうぎょうび おこなうばあい 休業日に行く場合</p>	<p>くぶん 区分3</p> <p>3じかんちよう5 (3時間超 5 じかんいか 時間以下)</p>	<p>いりょうてきけ あじ はんてい (一) 医療的ケア児(判定 すこあ 32てんいじょう スコアで32点以上) の ばあい 場合</p>	2,683	28439

		いりょうてきけ あじ はんてい (二) 医療的ケア児(判定 すこあ 16 てんいじょう 32 スコアで16点以上32 てんみまん ばあい 点未満) の場合	1,674	17744	1775
		いりょうてきけ あじ はんてい (三) 医療的ケア児(判定 すこあ 3 てんいじょう 16 スコアで3点以上16 てんみまん ばあい 点未満) の場合	1,339	14193	1420
		いがい ばあい (四) a～c まで以外の場合	666	7059	706

※区分3については学校休業日のみ算定可とする。

＜本サービスの料金とその利用者負担額について＞

本サービスについては、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合には、負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額 4,600円の場合の例

総利用月額 100,000円 → 4,600円

総利用月額 38,000円 → 3,800円

負担上限月額等に関する詳細は、受給者証に記載の市町村窓口にお問い合わせください。

※ 本事業所が代理受領を行わない(保護者が償還払いを希望する)場合には、全額をいったんお支払いいただきます。この場合には、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて受給者証に記載の市町村窓口障害児通所給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

かさんこうもく
【加算項目】

① 本事業所がとっている体制により、次の表のとおり料金が加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしゃふたんがく 利用者負担額	ない よう 内 容
じどうしどういんとう 児童指導員等 かはいかさん 加配加算	じょうきんせんじゅう 常勤専従・ けいけん ₅ ねんいじょう 経験5年以上 たんい 187単位 じょうきんせんじゅう 常勤専従・ けいけん ₅ ねんみまん 経験5年未満 たんい 152単位 じょうきんかんざん 常勤換算・ けいけん ₅ ねんいじょう 経験5年以上 たんい 123単位 じょうきんかんざん 常勤換算・ けいけん ねんみまん 経験5年未満 たんい 107単位 た じゅうぎょういん その他の従業員 たんい 90単位	さき 1わり 左記の1割	しえん しつ かくほ はか 支援の質の確保を図るため、 じどうしどういんとう いてい ようけん み 児童指導員等の一定の要件を満 たす 職員を配置している場合、 りょう にち かさん 利用1日につき加算されます。
せんもんてきしえん 専門的支援 たいせいかさん 体制加算	たんい 123単位	さき 1わり 左記の1割	しえん しつ かくほ はか 支援の質の確保を図るため、 じどうしどういんとう いてい ようけん み 児童指導員等の一定の要件を満 たす 職員を配置している場合、 りょう にち かさん 利用1日につき加算されます。
ふくしせんもんしよくいん 福祉専門職員 はいちとうかさん 配置等加算	1 たんい Ⅰ 15単位 2 たんい Ⅱ 10単位 3 たんい Ⅲ 6単位	さき 1わり 左記の1割	ばあい (Ⅰ)(Ⅱ)の場合 じどうしどういんとう ゆうしかくしゃ 児童指導員等のうち、有資格者が いじょう ばあい りょう 35%または25%以上の場合、利用 にち かさん 1日につき加算されます。 (Ⅲ) じどうしどういんとう きんむけいたい 児童指導員等のうち、勤務形態が じょうきん もの 常勤の者が75%、または きんぞくねんすう ねんいじょう 勤続年数が3年以上のものが こ ばあい りょう にち 30%を超える場合、利用1日につき

			<p>かさん 加算されます。</p>
<p>いりょうれんけいたいせいかさ 医療連携体制加算</p>	<p>1 (I) たんい 32単位</p> <p>2 (II) たんい 63単位</p> <p>3 (III) たんい 125単位</p> <p>4 (IV) たんい (1)800単位 たんい (2)500単位 たんい (3)400単位</p> <p>5 (V) たんい (1)1,600単位 たんい (2)960単位 たんい (3)800単位</p> <p>6 (VI) たんい 500単位</p> <p>7 (VII) たんい 250単位</p>	<p>さき 1わり 左記の1割</p>	<p>いりょうきかんとく れんけい かんご 医療機関等との連携により、看護 しょくいん じぎょうしょ ほうちん かんご 職員が事業所を訪問して看護を おこなったばあい かいごしょくいんとく 行った場合や、介護職員等にたん きゅういんなど かかわるしどう おこなったばあい また 吸引等に係る指導を行った場合、又 4じかん こえてかんご おこなったばあい は4時間を超えて看護を行った場合、 りよう1にち かさん 利用1日につき加算されます。</p>
<p>ふくし かいごしょくいん 福祉・介護職員 しょうかうかいぜんかさ 処遇改善加算</p>	<p>(I) じはつ しょうていたんい 児発 所定単位 たんい ×131/1000単位 ほうてい しょうていたんい 放デイ 所定単位 たんい ×134/1000単位</p> <p>2 (II) じはつ しょうていたんい 児発 所定単位 たんい ×128/1000単位 ほうてい しょうていたんい 放デイ 所定単位 たんい ×131/1000単位</p> <p>3 (III) じはつ しょうていたんい 児発 所定単位</p>	<p>さき 1わり 左記の1割</p>	<p>こうせいろうどうしょう さだめるきじゆん てきこう 厚生労働省が定める基準に適合 かいごしょくいん ちんぎん かいぜんどう じっし し、介護職員の賃金の改善等を実施 ばあい しょうていたんいすう きほんほうしゅう している場合、所定単位数(基本報酬 かくしゆかさん くわえたそうたんいすう ちいき に各種加算を加えた総単位数)に地域 くぶん しょうじたきんがく かさん 区分を乗じた金額が加算されます。</p>

	$\times 118/1000$ 単位 <small>たんに</small> <small>ほうでい しょうていたんい</small> 放デイ 所定単位 $\times 121/1000$ 単位 <small>たんに</small> (Ⅳ) <small>じはつ しょうていたんい</small> 児発 所定単位 $\times 96/1000$ 単位 <small>ほうでい しょうていたんい</small> 放デイ 所定単位 $\times 98/1000$ 単位 <small>たんに</small>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

② ほんじぎょうしよ たいおう ないよう つぎ ひょう りょうきん かさん
 本事業所がとった対応の内容により、次の表のとおり料金が加算されます。

<small>かさんこうもく</small> 加算項目	<small>りょうりょう</small> 利用料	<small>りょうしやふた</small> 利用者負	<small>ない よう</small> 内容
<small>せんもんてきしえん</small> 専門的支援 <small>じっしかさん</small> 実施加算	<small>たんに</small> 150単位	<small>さき</small> 左記の <small>1わり</small> 1割	<small>りがくりょうほうしとう こべつ しゅうちゅうてき</small> 理学療法士等により、個別・集中的 <small>せんもんてきしえん けいかくてき おこなばあい</small> な専門的支援を計画的に行った場合、 <small>りょう かい かさん りょうにっすう</small> 利用1回につき加算されます。(利用日数に <small>おう つき かい げんど</small> 応じて、月6回を限度)
<small>かぞくしえん</small> 家族支援 <small>かさん</small> 加算Ⅰ	<small>きょたく ほうもん</small> 居宅を訪問 <small>じかんいじょう</small> 1時間以上 <small>たんに</small> 300単位 <small>きょたく ほうもん</small> 居宅を訪問 <small>じかんみまん</small> 1時間未満 <small>たんに</small> 200単位 <small>じぎょうしよとう たいめん</small> 事業所等で対面 <small>たんに</small> 100単位 オンライン <small>たんに</small> 80単位	<small>さき</small> 左記の <small>1わり</small> 1割	<small>かぞく たい こべつ そうだんえんじよとう おこな</small> 家族に対して個別に相談援助等を行 <small>ばあい つき かい かさん</small> った場合、月4回まで加算されます。
<small>かぞくしえん</small> 家族支援 <small>かさん</small> 加算Ⅱ	<small>じぎょうしよとう たいめん</small> 事業所等で対面 <small>たんに</small> 80単位 オンライン <small>たんに</small> 60単位	<small>さき</small> 左記の <small>1わり</small> 1割	<small>かぞく たい そうだんえんじよとう</small> 家族に対してグループでの相談援助等 <small>おこな ばあい つき かい かさん</small> 行った場合、月4回まで加算されます。

<p>こそだ 子育てサポート かさん 加算</p>	<p>たんい 80単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>ほごしゃ しえんばめん かんさつ さんかとう きかい 保護者に支援場面の観察や参加等の機会 ていきょう うえ とくせい とくせい を提供した上で、こどもの特性や、特性 ふ かか かたとう かん を踏まえたこどもへの関わり方等に関して そうだんえんじょとう おこな ばあい つき かい 相談援助等を行った場合、月4回ま かさん で加算されます。</p>
<p>りょうしゃふたんじょうげんがく 利用者負担上限額 かんりかさん 管理加算</p>	<p>たんい 150単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>ほごしゃ いらい ふたんじょうげんげつがく こ 保護者の依頼により、負担上限月額を超 じぎょうしゃ りょうしゃふたんがく ちょうしゅう えて事業者が利用者負担額を徴収 りょうしゃ ふたんがく しないように、利用者負担額の ちょうしゅうほうほう かんり おこな ばあい 徴収方法の管理を行った場合に かさん 加算されます。</p>
<p>けっせきじたいおうかさん 欠席時対応加算</p>	<p>たんい 94単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>じどう きゅうびょうとう りょう ちゅうし 児童が急病等により利用を中止した ばあい れんらくちょうせい そうだんえんじょ おこな 場合に、連絡調整や相談援助を行 ばあい つき かい かさん った場合、月4回まで加算されます。</p>
<p>こべつ 個別サポート かさん 加算</p>	<p>1 (I) たんい 90単位 たんい 129単位 2 (II) たんい 150単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>けあにーず たかいしょうがいじ しえん (I) ケアニーズの高い障害児に支援を おこなったばあい たんい いちじろくじゅうと しょうがいじ 行った場合90単位、著しく重度の障害児 しえん おこなったばあい たんい 1にち に支援を行った場合に120単位、1日につき かさん 加算されます。 (II) 要保護児童・要支援児童に対し、児童 ようほごじどう ようしえんじどう たいし じどう そうだんじょ かにていせんたーとう れんけい 相談所やこども家庭センター等と連携し しえん おこなったばあい 1にち かさん 支援を行った場合、1日につき加算されます。</p>
<p>にゅうよくしえんかさん 入浴支援加算</p>	<p>じはつ 児発 たんい 55単位 ほうでい 放デイ たんい 70単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>いりょうてき けあじ じゅうしょう しんしんしょうがいじ 医療的ケア児や重症心身障害児に、 はったつしえん にゅうよくしえん おこなったばあい 発達支援とあわせて入浴支援を行った場合 つき8かい かさん に、月8回まで加算されます。</p>
<p>じりつ かさん 自立サポート加算 ほうかごとう (放課後等デイサービス のみ)</p>	<p>たんい 100単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>こうこう ねんせいおよ こうこう ねんせい 高校2年生及び高校3年生について、 がっこうそつぎょうご せいかつ む がっこう 学校卒業後の生活に向けて、学校や ちいき きぎょうとう れんけい そうだん 地域の企業等と連携しながら、相談 えんじょ たいけんとう しえん けいかくてき おこな 援助や体験等の支援を計画的に行 ばあい つき かい げんどう かさん った場合、月2回を限度として加算されま す。</p>

<p>つうしょじりつしえんかさん 通所自立支援加算 ほうかごとう (放課後等デイサービス のみ)</p>	<p>たんい 60単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>がっこう きょたくとう じぎょうしょかん いどう 学校・居宅等と事業所間の移動につ じりつ つうしょ かとう しょくいん て、自立して通所が可能となるよう、職員 つ そ けいかくてき しえん おこな が付き添って計画的に支援を行った ばあい さんていかいし げつ げんど 場合、算定開始から3か月を限度として かさん 加算されます。</p>
<p>そうげいかさん 送迎加算</p>	<p>たんい 54単位 いってい じょうけん (一定の条件を ばあい 満たす場合) たんい +40単位 たんい +80単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>じぎょうしょ じどう たい そうげい おこな 事業所が児童に対し、送迎を行った ばあい かたみち かさん 場合、片道につき加算されます。</p>
<p>かんけいきかん 関係機関 れんけいかさん 連携加算</p>	<p>1) たんい (I) 250単位 2) たんい (II) 200単位 3) たんい (III) 150単位 4) たんい (IV) 200単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>しょうがっこうとう かんけいきかん れんけい じ わらべ 小学校等の関係機関と連携して児童 はったつしえん けいかく さくせい かかわる かいぎ かいさい 発達支援計画の作成に係る会議の開催 および ひび れんらく ちょうせい しゅうしょくまえ 及び日々の連絡調整や、就職前の しゅうぎょう よていさき れんらく ちょうせい および そうだん 就業予定先との連絡調整及び相談 えんじょ おこなったばあい 1にち かさん 援助を行った場合、1日につき加算されます。 がつ1かい げんど (月1回を限度)</p>
<p>じぎょうしょかん 事業所間 れんけいかさん 連携加算</p>	<p>1) たんい (I) 500単位 2) たんい (II) 150単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>せる ふ ぶらん ふくすうじぎょうしょ へいよう じ セルフプランで複数事業所を併用する児に じぎょうしょかん れんけい じょうたい ついて、事業所間で連携し、こどもの状態 しえんじょうきょう きょうゆう どう じょうほうれんけい や支援状況の共有等の情報連携を おこなったばあい つき1かい かさん 行った場合に、月1回まで加算されます。</p>
<p>ほいく きょういくとう 保育・教育等 いこうしえんかさん 移行支援加算</p>	<p>500単位</p>	<p>さき 左記の 1わり 1割</p>	<p>つぎ ばあい かさん 次の場合に加算されます。 へいしよ たいしよまえ いこうさき じよげん A：弊所の退所前に移行先への助言 えんじょ かんけいきかんとく いこう む 援助や関係機関等との移行に向けた きょうぎとう おこな ばあい つき かい げんど 協議等を行った場合(月2回を限度) へいしよ たいしよご きょたくとう ほうもん B：弊所の退所に居宅等を訪問して そうだんえんじょ おこな ばあい つき かい 相談援助を行った場合(月1回を げんど 限度) へいしよ たいしよご ほいくしよとう ほうもん C：弊所の退所に保育所等を訪問し じよげん えんじょ おこな ばあい つき かい て助言・援助を行った場合(月1回を げんど 限度)</p>

※ 同一日に、他の障害児通所支援（例：放課後等デイサービス）や、指定入所支援（例：障害児入所施設）を利用することはできません。

※ 同一時間帯に、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（例：居宅介護、短期入所）を利用することもできません。

※ 本事業所と他の福祉サービス事業所を同一日において利用される場合には、可能な限り事前にお知らせください。受給者証に記載の市町村窓口に照会する等の確認、調整をさせていただきます。

6 その他の費用（実費負担額）について

ないよう 内容	りょうきん 料金
そうさくてきかつどう かかざりょうひ 創作的活動に係る材料費	じっぴそうとうがく 実費相当額
たにちじょうせいかつ その他日常生活において つうじょうひつよう かか 通常必要となるもの ひよう ほごしゃ ふたん 費用であって、保護者に負担 てきとう みと させることが適当と認めら れるもの じっぴ の実費	じっぴそうとうがく 実費相当額
にゅうよくきーびす かわるひよう 入浴サービスに係る費用	じゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてきけ あじいがい 重症心身障がい児、医療的ケア児以外 1かい 700えん 1回 700円 こめじるしじゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてきけ あじ ※ 重症心身障がい児、医療的ケア児 9かいめ 1かい 700えん 9回目からは1回 700円
りょう キャンセル料	ぜんじつ れんらく ばあい 前日までのご連絡の場合 りょう ふよう キャンセル料は不要です。
	りょうとうじつ れんらく ばあい にち せいきゆう ご利用当日にご連絡がない場合1日あたりの50%を請求 いたします。（児童の病状の急変や急な入院等のやむ え じじょう りょう かいし じこく を得ない事情により、利用開始時刻までにキャンセルのご れんらく ばあい りょう せいきゆう 連絡をいただいた場合には、キャンセル料は請求いたしま せん。）

7 利用者負担額およびその他の費用（実費負担額）の支払い方法について

<p>利用者負担額について</p>	<p>利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上 限 額が定められており、上 限 額を超えた部分については、本事業所が障 害児通所 給 付費として市町村に 請求 することになっています。 同一月において2箇所以上の事業所 を利用した場合には、いずれかの事業所が上 限 額管理を行 うことにより、事業所ごとの利用者負担額を 確定 します。</p>
<p>利用者負担額その他の費用の支払い方法について</p>	<p>利用者負担額およびその他の費用（実費負担額）について、本サービスを 利用した月の翌月末日までに利用月分の 請 求 書をお届けします。サービス 提供の記録と内容を 照 合 のうえ、その 請 求 書記載の期日までに、金融 機関の当社 口座にお支払いください。 障 害児通所給 付費について市町村 から 給 付を受けた後、代理受 領 通知 をお渡ししますので、必 ず保管をお願いします。</p>

※ 利用料、その他の費用（実費負担額）の支払いについて、支払い 能力 があるにもかかわらず支払 い期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、 契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただくことがございます。

8 本サービスの 提供 にあたっての留意事項

(1) 市町村の 支給決定内容等 の 確認

本サービスの 提供 に先立って、受 給 者 証 に記載された 支給量 ・ 支給 内容 ・ 利用者負担上限月額を 確認 し、受 給 者 証 のコピーを取らせていただきます。受 給 者 証 の 住所、支給量 などに 変更 があった場合には、速やかに本 事業所 にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した 支給決定内容 にそって、保護者および児童の生活に関する意向に 配慮 しながら、本サ ービスの「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で保護者 および児童に対し内容を 説明 し、保護者の同意を得たうえで成案としますので、ご 確認 いた だく よう 願 います。

(3) 個別支援計画の 変更等

「個別支援計画」は、児童の心身の 状 況 や意向などの 変 化により、必要に応じて 変 更するこ とができます。なお、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行 い、新 しい個別 支援計画を定期に作成し直します。

9 虐待防止のための措置

事業所は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

虐待防止に関する責任者

管理者兼児童発達支援管理責任者 野々村 匡介

10 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

11 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定障害児通所支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 児童または保護者等に関する秘密の保持について</p>	<p>本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>1 事業者および本事業所が使用する者（以下「従業員」という。）は、本サービスを提供するうえで知り得た児童または保護者等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>2 この秘密を保持する義務は、本サービスの提供契約が終了した後ににおいても継続します。</p> <p>3 事業者および本事業所は、従業員に業務上知り得た児童または保護者等の秘密を保持させるため、従業員である期間および従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>1 事業者および本事業所は、児童または保護者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、児童または保護者等の個人情報を提供しません。</p> <p>2 事業者および本事業所は、児童または保護者等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3 事業者および本事業所が管理する情報については、児童または保護者等の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合には利用者の負担となります。）</p>

13 緊急時の対応方法について

- ① 本サービスの提供中に、児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、次の対応可能時間に連絡を受けた際は、児童の状態に応じて、必要な対応を行います。

れんらくさき 連絡先	ひらかたしなすづくりきたまち27ばん7ごう 枚方市茄子作北町27番7号 ぱう じどうはつたつしえん ほつかごとうていきーびす 児童発達支援・放課後等デイサービス たんとうしゃ ののむら きょうすけ (担当者：野々村 匡介) でんわばんごう 電話番号 070-5600-2904 たいおうかのうじかん (対応可能時間 10時00分～17時00分)
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

14 協力医療機関について

協力医療機関は、次の表のとおりです。

治療を必要とする場合に協力を依頼していますが、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

いりょうきかんめいしょう 医療機関名称	いりょうほうじん しちびかい すこやかしょうにか 医療法人 七美会 すこやか小児科			
だいひょうしゃめい 代表者名	ふじわら とおる 藤原 亨			
しょざいち 所在地	ひらかたしながおにしまち 枚方市長尾西町1-20-10			
でんわばんごう 電話番号	072-850-2117			
しんりょうか 診療科	しょうにか 小児科	あれるぎーか アレルギー科	にゅういんせつび 入院設備	なし

15 事故発生時の対応方法について

本サービスの提供により事故が発生した場合には、都道府県、市町村、保護者等に連絡を行う

とともに、必要な措置を講じます。

市町村 しちやうそん	しちやうそんめい 市町村名	ひらかたし 枚方市
	たんとうぶ かめい 担当部・課名	けんこうふくしふ 健康福祉部 ふくしじむしょ しょうがいまかくか 福祉事務所 障害企画課
	ほうこく 報告 メール ほうこく ゆうそう 報告 郵送 といあわ 問合せ	所在地 枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1152(直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)

本事業所は、次の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいしゃめい 保険会社名	とうきやうかいじやうにちどうかさいほけんかぶしきがいしゃ 東京海上日動火災保険株式会社
ほけんめい 保険名	ちやうびじねすほけん じぎやうかつどうほうかつほけん 超ビジネス保険 事業活動包括保険
ほしょう がいよう 保障の概要	ぎやうむすいこうじやう かしつ じどう そんがい あた ほうりつじやう ばいしやうせきにん 業務遂行上の過失により児童に損害を与え、法律上の賠償責任 が生じた場合に損害を補償します。

16 非常災害時の対策

ひじやうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだ ひじやうさいがいけいかく もと たいおう 別途定める非常災害計画に基づき対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつとさだ ひじやうさいがいけいかく のつと ひなんくんれん ねん かいじっし 別途定める非常災害計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	ゆうどうとう ・誘導灯 しょうかき ・消火器 しんさい そな びちく しょくりやう いんりやうすい にちぶん ・震災に備えての備蓄(食糧・飲料水3日分) た けいたい かいちゆうでんとうとう (その他、携帯ラジオ・懐中電灯等)

17 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、障害児に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

ぎょうむけいぞくけんしゅうおよ くんれん かんせんしょう ねん かい
①業務継続研修及び訓練（感染症） 年2回

ぎょうむけいぞくけんしゅうおよ くんれん ひじょうさいがい ねん かい
②業務継続研修及び訓練（非常災害） 年2回

じぎょうしょ ていきてき ぎょうむけいぞく みなお おこな ひつよう おう ぎょうむけいぞくけいかく へんこう おこな
3 事業所は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
のとします。

くじょうかいけつ たいせい てじゆん
18 苦情解決の体制および手順

そうだん くじょう えんかつ てきせつ たいおう たいせい てじゆん つぎ
(1) 相談および苦情に円滑かつ適切に対応するための体制および手順は、次のとおりとします。

そうだん くじょう ばあい じどう じょうきょう しょうさい はあく ひつよう おう
① 相談または苦情があった場合には、児童の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、
じょうきょう き と ほうもん じっし じじょう かくにん おこな
状況の聴き取りのため、訪問を実施し、事情の確認を行う。

そうだんたんとうしゃ はあく じょうきょう けんとう おこな たいおう けつてい
② 相談担当者は、把握した状況の検討を行い、対応を決定する。

たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらくちょうせい おこな じどう
③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、児童への
たいおうほうほう ふく けつかほうこく おこな じかん よう ないよう むね よくじつ れんらく
対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する）。

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】</p> <p>ばう じどうはつたつしえん・ 放課後等デイサービス</p> <p>たんとうしゃ 【担当者】</p> <p>かんりしゃけん 管理者兼</p> <p>じどうはつたつしえん かんりせきにんしゃ 児童発達支援管理責任者</p> <p>ののむら きょうすけ 野々村 匡介</p>	<p>ひらかたしなすづくりきたまち27ばん7ごう 枚方市茄子作北町27番7号</p> <p>でんわ ばんごう 電話番号 070-5600-2904</p> <p>たいおうかのうじかん じ ふん じ ふん (対応可能時間 10時00分～17時00分)</p>
<p>しちょうそん まどぐち 【市町村の窓口】</p> <p>しきゅうけつていく 支給決定区の</p> <p>ほけんふくし 保険福祉センター</p> <p>しきゅうけつていく す じちたい 支給決定区（お住まいの自治体）</p> <p>く ほけん の区保健センターについては、 まつび ほけんふくし いちらん 末尾の保健福祉センター一覧を さんしょう ご参照ください。）</p>	<p>しきゅうけつてい う じゆきゅうしゃしょう ひょうし 支給決定をお受けになられた受給者証の表紙</p> <p>(1 ページ目) にもまどぐち きさい め 窓口が記載されています。</p> <p>たいおうかのうじかん じ ふん じ ふん (対応可能時間 9時～17時30分)</p>

<p>こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】</p> <p>おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会</p> <p>うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会</p>	<p>おおさかしちゅうおうくなから ちょうめ ばん ごう 大阪市中央区中寺1丁目1番54号</p> <p>おおさかしやかいふくししどう ない 大阪社会福祉指導センター内</p> <p>ふくし くじょうかいけついいんかい 福祉サービス苦情解決委員会</p> <p>でんわ TEL 06-6191-3130</p> <p>ふあつくす FAX 06-6191-5660</p> <p>うけつけじかん げつようび きんようび しゆくじつ のぞ 受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）</p> <p>たいおうかのうじかん じ じ (対応可能時間 10時～16時)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

19 心身の状況の把握

本サービスの提供にあたっては、児童の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

20 連絡調整に対する協力

本サービスの利用について市町村または障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力します。

21 他の指定通所支援事業者等との連携

本サービスの提供にあたり、大阪市、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

22 本サービスの提供の記録

① 本サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容および利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。

② 本サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。

③ これらの記録は本サービス完了の日から5年間保存します。児童および保護者等は本事業所に対し、これらの記録の閲覧およびコピーの交付を請求することができます。(コピーにかかる費用は実費を負担いただきます。)

23 本サービス支援内容の見積もりについて

契約に際して、本サービス内容に応じた見積もりを作成します。

24 第三者評価の実施状況

本事業所は実施しておりませんが、全社的な会議等で情報交換を行うことにより、事業運営における問題点を具体的に把握し、常にサービスの質の向上に結びつけることができる体制を構築しています。

25 本事業所のご利用の際にご留意いただく事項

<p>かんせんしょうたいさく 感染症対策</p>	<p>じどう とう たしや かんせん しつぺい いし しんだん 児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であると医師が診断し ばあい いし かんちれんらく で ほんじぎょうしょ りよう た場合には、医師の完治連絡が出るまで本事業所の利用はできません。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>ほんじぎょうしょ せつび きぐ ほんらい ようほう したが りよう 本事業所の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに はん りよう はそん しょう ばあい ばいしょう 反したご利用により破損が生じた場合には、賠償していただくことが あります。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん じ こ せきにん かんり 貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 じ こ かんり ばあい きちょうひん ほんじぎょうしょ も こ 自己管理のできない場合には、貴重品を本事業所に持ち込まないようお ねが 願いします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>じどう ほごしゃ しそう しんこう じゆう た じどう ほごしゃ 児童および保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童およびその保護者 たい しゅうきょうかつどう せいじかつどう えいりかつどう えんりよ に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。</p>

26 本サービス提供開始可能年月日

<p>ていきょうかいし かのう ねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日</p>	<p>ねん がつ にち 年 月 日</p>
-----------------------------------------------	---------------------------

27 重要事項説明の年月日

<p>じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日</p>	<p>ねん がつ にち 年 月 日</p>
-----------------------------------------------------	---------------------------

じょうきないよう 上記内容について、「ひらかたししていしょうがいじつうしよしえんじぎょうしや 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業の人員、設備
および運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）」第13条の規定に基づき、通所
きゆうふけつていほごしやせつめいおこな 給付決定保護者に説明を行いました。

じぎょうしや 事業者	ほんしや 本社	ひらかたしなすづくり1ちようめ31ばん12ごう 枚方市茄子作1丁目31番12号
	ほうじんめい 法人名	さんねおすかふしきがいしや SunNeos株式会社
	だいひようしやめい 代表者名	だいひようとりしまりやく ののむら きようすけ 代表取締役 野々村 匡介
	しよざいち 所在地	ひらかたしなすづくりきたまち27ばん7ごう 枚方市茄子作北町27番7号
	じぎょうしよめい 事業所名	ぱう じどうはつたつしえん ほうかごとうでいきーびす ぱう 児童発達支援・放課後等デイサービス
	せつめいしやしめい 説明者氏名	かんりしやけんじどうはつたつしえんかんりせきにんしや 管理者兼児童発達支援管理責任者 野々村 匡介

じょうきないよう せつめい じぎょうしや たし う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようもうしこみしや 利用申込者 ほごしや (保護者)	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	
	つづきがら 続柄	
りようしや じどう 利用者(児童)	しめい 氏名	
だいひつしや 代筆者	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	